

○国立大学法人埼玉大学工事等請負契約細則

〔平成16年4月1日〕
規則第141号

改正	平成20.12.8	20規則108	平成21.6.23	21規則31
	平成25.3.27	24規則66	平成30.7.27	30規則3
	令和元.12.2	元規則34	令和2.3.27	元規則71

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 工事請負契約（第11条－第16条）
- 第3章 製造請負契約（第17条－第19条）
- 第4章 物品供給契約（第20条・第21条）
- 第5章 役務提供契約（第22条－第24条）
- 第6章 雑則（第25条・第26条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本学において発注する工事若しくは製造の請負契約、物品の供給契約又は役務の提供契約については、国立大学法人埼玉大学会計規則（以下「会計規則」という。）その他の規程又はこれらに基づく特別の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

（入札保証金の納付手続）

第2条 会計規則第6条に規定する経理責任者及びその分任者（以下「経理責任者等」という。）は、一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争における指名者（以下「競争加入者」という。）に入札保証金（入札保証金として納付させる担保が次項から第4項までに規定するものである場合を除く。）を納付させるときは、入札保証金納付書に入札保証金を添えて、提出させるものとする。

2 経理責任者等は、入札保証金として納付させる担保が、国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された地方債であるときは、競争加入者に当該登録された国債又は地方債について質権設定の登録手続をさせ、かつ、登録済通知書又は登録済書を、入札保証金納付書に添付して提出させるものとする。

3 経理責任者等は、入札保証金として納付させる担保が、銀行又は財務部長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権であるときは競争加入者に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して提

出させるものとする。

4 経理責任者等は、入札保証金として納付させる担保が、銀行又は財務部長が確実と認める金融機関の保証書であるときは、競争加入者に当該保証書を入札保証金納付書に添付して提出させ、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結するものとする。

5 経理責任者等は、前各項の規定による入札保証金及び入札保証金納付書等の提出があったときは、調査のうえ、競争加入者にこれを封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させるものとする。

（入札保証金等の還付）

第3条 経理責任者等は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）について入札保証金を納付させている場合において、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時にこれを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては当該競争入札に係る契約書を取り交わした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（競争執行の日時及び場所）

第4条 経理責任者等は、競争を執行する場合において、品質、性能等の同等性の立証をさせるため、技術審査を行うためその他必要と認めるときは、入札書の受領最終日時以降において合理的と認める日時を開札日時とすることができる。

2 経理責任者等は、競争を執行する場合は、公告又は公示及び指名通知書に示した日時及び場所において開札するものとする。

（入札書）

第5条 経理責任者等は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号。）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させるものとする。

（契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の基準等）

第6条 経理責任者等は、国立大学法人埼玉大学契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第22条に規定する請負等契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する

場合とし、その場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。

- (1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ経理責任者が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合
- (2) 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合
- (3) その他の請負等契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合
- (4) 前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事（予定価格算出に当たり、工事価格を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各経費項目により計上することが困難であると認められる特別な工事をいう。）の請負契約の場合においては10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、製造その他の請負等契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で経理責任者が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合

第7条 経理責任者等は、契約細則第22条に規定する請負等契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、直ちに当該入札価格が次の各号の一に該当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。

- (1) 入札に付した工事若しくは製造請負又は役務提供に充てる材料について、入札者の取得したときの価格が当該工事若しくは製造請負又は役務提供の入札時の価格より低廉なこと。
- (2) 入札に付した工事若しくは製造請負又は役務提供に充てる資材について、入札者が他の工事若しくは製造請負又は役務提供に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となること。
- (3) 入札に付した製造と同種の製造について、他から発注があつて、これらの製造を同時に施行することができること。
- (4) 契約の履行にあたり、入札者が有している技術及び資料等を利用することによりその価格が低廉となること。
- (5) 入札に付した工事の施行場所又はその近くにおいて同種の工事を施工中又は施行済であつて、当該工事に係る器材を転用することができること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、経理責任者等が認める特別の理由があること。

2 経理責任者等は、前項各号の一に該当することにより入札価格が低廉となった

ものと認める場合には、契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる。

（契約保証金の納付手続）

第8条 経理責任者等は、契約の相手方に契約保証金を納付させるときは、次の各号により、当該各号に定める手続をさせ、当該各号の領収証書等を契約保証金納付書に添えて提出させるものとする。

- (1) 契約保証金として納付させるものが現金であるときは、契約の相手方に、本学の指定する銀行口座に振り込ませ、当該銀行の領収証書を提出させること。
- (2) 契約保証金として納付させる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く。）、第3項の規定による有価証券並びに第4項の規定による有価証券（社債等登録法の規定により登録された地方債を除く。）であるときは、契約の相手方に提出させること。
- (3) 契約保証金として納付させる担保が、登録された国債又は地方債であるときは、契約の相手方に当該登録された国債又は地方債について質権設定の登録手続をさせ、かつ、登録済通知書又は登録済書を提出させること。
- (4) 契約保証金として納付させる担保が、第5項の規定による有価証券であるときは、当該有価証券を提出させること。
- (5) 契約保証金として納付させる担保が、第6項の規定による定期預金債権であるときは、質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させること。
- (6) 契約保証金として納付させる担保が、第7項の規定による銀行又は確実と認める金融機関の保証であるときは、当該保証をする書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結すること。
- (7) 契約保証金として納付させる担保が、第8項の規定による公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証であるときは、当該保証をする書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結すること。

2 前項第4号の場合において、経理責任者等は、契約上の義務履行前に契約保証金として納付された小切手はその提示期間を経過することとなり又は契約保証金として納付された手形がその満期になることとなるときは、財務部経理課長に連絡し、財務部経理課長をしてその取立て及び当該取立に係る現金の保管をさせ、又は当該小切手若しくは手形に代わる契約保証金を納付させるものとする。

3 経理責任者等が契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債のほか、次に掲げるものとする。

(1) 政府の保証のある債権

(2) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(3) その他确实と認められる担保で財務部長の定めるもの

4 前項第3号に規定する財務部長の定める担保は、次に掲げるものとする。

(1) 前項第1号の規定に該当するものを除くほか、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券（以下「公社債」という。）

(2) 地方債

(3) 財務部長が确实と認める社債

5 第1項第4号に規定する担保は、次に掲げるものとする。

(1) 銀行が振出又は支払保証をした小切手

(2) 財務部長が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振出又は支払保証をした小切手

(3) 銀行又は財務部長が确实と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形

6 第1項第5号に規定する担保は、銀行又は財務部長が确实と認める金融機関に対する定期預金債権とする。

7 第1項第6号に規定する担保は、銀行又は財務部長が确实と認める金融機関の保証とする。

8 第1項第7号に規定する担保は、公共工事の前払保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証とする。

（履行保証保険契約）

第9条 経理責任者等は、契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約にかかる保険証券を提出させるものとする。

（公共工事履行保証証券）

第10条 経理責任者等は、契約の相手方が公共工事履行保証証券による保証を付す場合には、当該保証を証する証券を提出させるものとする。

第2章 工事請負契約

(工事請負契約基準)

第 1 1 条 経理責任者等は、工事に関する請負契約（以下「工事請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別に定める工事請負契約基準（以下「工事請負契約基準」という。）を内容とする契約を結ぶものとする。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 経理責任者等は、特別の事情がある場合には、工事請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

(契約書)

第 1 2 条 経理責任者等は、工事請負契約の契約書を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 請負に付する工事の表示

(2) 請負代金額

(3) 施行場所

(4) 着工時期

(5) 工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定める場合はその内容

(6) 竣功期限

(7) 完成通知書の送付先

(8) 請負代金の支払をすべき回数

(9) 前金払をすべき金額及び時期並びに当該前金払をしたものの用途及び当該用途以外の用途に使用禁止の特約（前金払をする場合に限る。）

(10) 請負代金（部分払金及び前払金を含む。）の請求書送付先

(11) 契約保証金の額（契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合及び公共工事履行保証証券による保証を付する場合はそのことの表示、又は契約保証金を納付しない場合にあってはその旨の表示）

(12) 工事の目的物又は工事材料についての火災保険その他の保険の契約に関する事項（保険契約をさせる場合に限る。）

(13) 工事請負契約基準によるべき旨の表示

(14) 契約に関する紛争の処理方法

(15) 契約書記載外事項の処理方法

(16) その他工事請負契約に関し必要な事項

(工事費内訳明細書及び工程表)

第 1 3 条 経理責任者等は、工事請負契約を結んだときは、当該契約を結んだ日から15日以内に、請負者から工事費内訳明細書及び工程表を提出させるものとする。

ただし、経理責任者等が必要と認めない場合は、この限りでない。

（工事既済部分価格内訳書）

第 1 4 条 経理責任者等は、工事の既済部分について、契約に基づき部分払をしようとするときは、あらかじめ、請負者から工事既済部分価格内訳書を提出させるものとする。

（天災等による損害負担の場合の文部科学大臣の承認）

第 1 5 条 経理責任者等は、工事請負契約基準第30第 4 項により、天災その他の不可抗力により、請負の目的物又は工事の既済部分が滅失又はき損し生じた損害の一部を負担することとしようとするときは、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、損害を負担しようとする理由、負担しようとする金額その他必要な事項を記載した承認申請書に関係書類を添えて、文部科学大臣に提出するものとする。

（公共工事の請負代金の前金払の制限）

第 1 6 条 経理責任者等は、保証事業会社の保証がある場合においても、請負代金について前金払をすることが特に必要又は本学に有利であると認められる場合の外、前金払をすることができない。

2 経理責任者等は、前項の前金払をしようとするときは、請負者から保証事業会社の前払金の保証契約証書を提出させるものとする。

第 3 章 製造請負契約

（製造請負契約基準）

第 1 7 条 経理責任者等は、製造、製作、システム開発、清掃、警備等（建設工事を除く。以下「製造」という。）に関する請負契約（以下「製造請負契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別に定める製造請負契約基準（以下「製造請負契約基準」という。）を内容とする契約を結ぶものとする。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 経理責任者等は、特別の事情がある場合には製造請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

（契約書）

第 1 8 条 経理責任者等は、製造請負契約の契約書を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）請負に付する製造の表示
- （2）請負代金額
- （3）製造した物の引渡場所（製造した物がある場合に限る。）
- （4）実施場所

- (5) 着手時期
- (6) 完成期限
- (7) 完成通知書の送付先
- (8) 請負代金の支払をすべき回数
- (9) 前金払をすべき金額及び時期（前金払をする場合に限る。）
- (10) 請負代金（部分払金及び前払金を含む。）の請求書送付先
- (11) 契約保証金の額（契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合はそのことの表示又は契約保証金を納付しない場合にあっては、その旨の表示）
- (12) 製造請負契約基準によるべき旨の表示
- (13) 契約に関する紛争の処理方法
- (14) 契約書記載外事項の処理方法
- (15) その他製造請負契約に関し必要な事項
（請負代金内訳書）

第 19 条 経理責任者等は、製造請負契約を結んだときは、当該契約を結んだ日から15日以内に、製造請負契約の相手方から請負代金内訳書を提出させるものとする。ただし、経理責任者等が必要と認めない場合は、この限りでない。

第 4 章 物品供給契約

（物品供給契約基準）

第 20 条 経理責任者等は、物品の供給に関する契約（以下「物品供給契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別に定める物品供給契約基準（以下「物品供給契約基準」という。）を内容とする契約を結ぶものとする。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 経理責任者等は、特別の事情がある場合には物品供給契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

（契約書）

第 21 条 経理責任者等は、物品供給契約の契約書を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 供給物品の表示
- (2) 代金額
- (3) 納入場所
- (4) 納入期限
- (5) 納品書の送付先
- (6) 代金の支払をすべき回数

- (7) 前金払をすべき金額及び時期（前金払をする場合に限る。）
- (8) 代金（部分払金及び前払金を含む。）の請求書送付先
- (9) 契約保証金の額（契約保証金を納付しない場合にあつては、その旨の表示。）
- (10) 契約に関する紛争の処理方法
- (11) 物品供給契約基準によるべき旨の表示
- (12) 契約書記載外事項の処理方法
- (13) その他物品供給契約に関し必要な事項

第5章 役務提供契約

（役務提供契約基準）

第22条 経理責任者等は、役務提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）を結ぶ場合は、契約の履行について別に定める役務提供契約基準（以下「役務提供契約基準」という。）を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 経理責任者等は、特別の事情がある場合には役務提供契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

第23条 経理責任者等は、役務提供契約の契約書を作成する場合は、契約事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の名称の表示
 - (2) 業務代金額
 - (3) 実施場所
 - (4) 業務実施期間
 - (5) 業務完了報告書の送付先
 - (6) 業務代金の支払をすべき回数
 - (7) 前金払をすべき金額及び時期（前金払をする場合に限る。）
 - (8) 業務代金（前払金を含む。）の請求書送付先
 - (9) 契約保証金の額（契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合はそのことの表示又は契約保証金を納付しない場合にあつては、その旨の表示）
 - (10) 役務提供契約基準によるべき旨の表示
 - (11) 契約に関する紛争の処理方法
 - (12) 契約書記載外事項の処理方法
 - (13) その他役務提供契約に関し必要な事項
- （経費内訳明細書の提出）

第24条 経理責任者等は、役務提供契約を結んだときは、当該契約を結んだ日か

ら15日以内に、役務提供契約の相手方から経費内訳明細書を提出させるものとする。ただし、経理責任者等が必要と認めない場合は、この限りでない。

第6章 雑則

(署名)

第25条 この細則により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあつては、署名をもってこれに代えることができる。

(施行上必要な事項の定め)

第26条 この細則の施行上必要な事項は、必要に応じ、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20.12.08 20規則108)

この細則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21.6.23 21規則31)

この細則は、平成21年6月23日から施行する。

附 則 (平成25.3.27 24規則66)

この細則は、平成25年3月27日から施行する。

附 則 (平成30.7.27 30規則3)

この細則は、平成30年7月27日から施行する。

附 則 (令和元.12.2 元規則34)

1 この細則は、令和元年12月2日から施行する。

2 この細則の施行日前に国立大学法人埼玉大学契約事務取扱細則第7条に規定する公告をした一般競争については、なお従前の例による。

附 則 (令和2.3.27 元規則71)

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この細則施行前に締結した契約については、なお従前の例による。